

# 公開買付開始公告

各 位

2019年11月14日

東京都港区芝浦一丁目1番1号  
株式会社 東芝  
代表執行役会長CEO 車谷 暢昭

株式会社 東芝（以下「公開買付者」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を下記により行いますので、お知らせいたします。

## 記

### 1. 公開買付けの目的

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公告日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している東芝プラントシステム株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）48,574,456株（所有割合（注）：49.87%）を所有し、また、公開買付者の完全子会社である東芝保険サービス株式会社（以下「東芝保険サービス」といいます。）を通じて間接的に所有する対象者普通株式1,600,929株（所有割合：1.64%）と合わせると、対象者普通株式50,175,385株（所有割合：51.51%）を所有しており、対象者を連結子会社としております。この度、公開買付者は、2019年11月13日開催の取締役会において、対象者普通株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

（注） 「所有割合」とは、対象者が2019年11月6日に提出した第114期第2四半期報告書（以下「対象者第2四半期報告書」といいます。）に記載された2019年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（97,656,888株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（245,129株。対象者が所有する単元未満株式29株を含みます。以下同じです。）を控除した株式数（97,411,759株）に占める割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下所有割合の記載について他の取扱いを定めない限り同じです。）。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、16,366,744株（所有割合：16.80%）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限を満たさない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者普通株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（16,366,744株）は、本公開買付けが成立した場合に公開買付者が所有する対象者の議決権数の合計が対象者の議決権数（対象者第2四半期報告書に記載された2019年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（97,656,888株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（245,129株）を控除した株式数（97,411,759株）に係る議決権の数である（974,117個）の3分の2以上となるよう設定したものであります。

公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおいて対象者普通株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載されている対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することにより、対象者普通株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しております。なお、対象者普通株式は、本公告日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、下記「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、本公開買付けの結果次第では、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があり、また、本公開買付けの成立後に、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実施することとなった場合には、所定の手続を経て上場廃止となります。

また、対象者が2019年11月13日に公表した「支配株主である株式会社東芝による当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2019年11月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨決議をしているとのこととです。

上記対象者の取締役会決議の詳細は、対象者プレスリリース及び本公開買付けに係る公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

### ① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、1875年7月に創業し、法人としては、1904年6月に株式会社芝浦製作所として設立され、1939年9月に東京電気株式会社と合併し、東京芝浦電気株式会社となりました（1984年に、株式会社東芝に商号変更）。1949年5月に東京証券取引所及び名古屋証券取引所市場第一部へ上場し、2017年8月1日付で東京証券取引所及び名古屋証券取引所の市場第二部に指定替えとなりました。

公開買付者は、連結子会社337社（2019年9月30日現在）と合わせて企業集団（以下「公開買付者グループ」といいます。）を構成しており、公開買付者グループは、「エネルギーシステムソリューション」、「インフラシステムソリューション」、「ビルソリューション」、「リテール&プリンティングソリューション」、「デバイス&ストレージソリューション」、「デジタルソリューション」及び「その他」の7部門に係る事業を主として行っております。

公開買付者は、2018年11月に今後5年間の全社変革計画「東芝Nextプラン」を策定しており、製造業として永年に亘り培ってきた社会インフラから電子デバイスに至る幅広い事業領域の知見や実績と、情報処理やデジタル・AI技術の強みを融合し、世界有数のサイバー・フィジカル・システムテクノロジー（注1）企業を目指すことを目標として掲げ、新たな製品、サービスやソリューションの創出と提供を通じて、社会課題を解決し、社会のさらなる発展に貢献すべく、「人と、地球の、明日のために。」事業を継続しております。

（注1） 「サイバー・フィジカル・システムテクノロジー」とは、実世界（フィジカル）におけるデータを収集し、サイバー世界でデジタル技術等を用いて分析したり、活用しやすい情報や知識とし、それをフィジカル側にフィードバックすることで、付加価値を創造する仕組みです。

一方、対象者は、1938年10月に電燈動力に伴う建設工事の請負施工及び電気機械器具の製造を営む三興電気株式会社として設立され、1966年7月に東芝工事株式会社を合併し、東芝電気工事株式会社に商号変更し、1978年12月に東芝プラント建設株式会社に商号変更しております。1979年11月に東京証券取引所市場第二部に上場し、1983年9月に東京証券取引所市場第一部に指定され、その後2004年1月に公開買付者の完全子会社であった東芝エンジニアリング株式会社を吸収合併し、東芝プラントシステム株式会社に商号変更しております。

そして、公開買付者と対象者の資本関係としては、公開買付者は、1951年8月以前に対象者普通株式を取得して以来、対象者による増資の引受けや対象者普通株式の無償交付及び対象者が東芝工事株式会社を吸収合併したことに伴う合併対価の交付を通じて、1979年9月には対象者普通株式9,224,200株（当時の対象者の発行済株式総数12,000,000株の76.87%）を所有するに至りましたが、1979年11月の対象者の東京証券取引所市場第二部上場に関連して、1,820,000株を売却した結果、その所有する対象者普通株式は7,404,200株（当時の対象者の発行済株式総数15,000,000株の49.36%）となりました。その後、公開買付者は、1992年頃まで継続的に対象者普通株式を取得し、さらに、2004年1月、対象者が東芝エンジニアリング株式会社を吸収合併したことに伴い対象者普通株式29,700,000株の交付を受け対象者普通株式65,866,456株（当時の対象者の発行済株式総数97,656,888株の67.45%）を所有するに至った後、2006年6月に対象者普通株式7,624,000株を、また、2016年8月に対象者普通株式9,668,000株をそれぞれ市場で売却し、本公告日現在の公開買付者の対象者普通株式の所有株式数に至っております。

対象者グループは、対象者及び連結子会社12社（以下「対象者グループ」といいます。）で構成されており、火力、水力、原子力発電設備、受変電設備、公共設備や一般産業向けの各種設備、ビル施設等のエンジニアリング・調達・施工・試運転・調整・サービスを一貫して提供する総合エンジニアリング企業として、国内外で事業の拡大に取り組んでおります。現在は、電力発電設備の計画、設計、監督施工、試運転、保守等を行う「発電システム部門」及び受変電設備、公共設備や一般産業向けの各種設備の計画、設計、監督施工、試運転、保守等を行う「社会・産業システム部門」を柱として、事業運営を行っております。

公開買付者グループ（以下、特に注記しない限り、対象者グループを含みません。）及び対象者グループが営む発電システム事業のうち、公開買付者グループが主契約者となり対象者グループと共に遂行する事業（以下「機能分担事業」といいます。）は対象者グループにおける収益の柱の一つであり、この機能分担事業に関して、火力事業においては世界的なCO2削減への取り組み等に伴う大型火力発電設備需要の低下が見込まれており、原子力事業においては2011年の東日本大震災以来、日本国内での新規発電所建設が依然として不透明であること等から、市場が将来的に縮小する見通しであり、また縮小した市場内においてさらなる競争の激化も想定されるなか、公開買付者は、対象者グループにおいても将来の事業機会減少と収益性に対する不透明感が高まっていると考えております。

公開買付者グループと対象者グループは、従前から、公開買付者グループが電力会社を主とする顧客より受注した大型発電所の建設から保守・サービス等に至るまでの様々なプロジェクトを共に遂行してまいりました。そして、個別の受注案件では公開買付者グループは主に顧客への営業活動、エンジニアリング、機器設計・製造等を行い、対象者グループは主にエンジニアリング、機器据付工事計画作成及び施工、試運転・現地調整等を行っております。これまでも両社でプロジェクトを遂行してまいりましたが、発電システム事業における環境変化を背景に、公開買付者は、両社のさらなる企業価値の向上を目指すには、発電システム事業における両社の一体的な事業推進を今まで以上に促進し、変化する事業環境に適時・適切に対応するとともに、両社の経営基盤、事業ノウハウ、経営資源の相互提供・活用をさらに加速し、一層の協業を迅速に実行していくことが必要であると考えております。他方で、対象者は現在、上場会社として独立した事業運営を行っているため、かかる発電システム事業のさらなる一体運営推進には相当の時間を要し、両社の経営資源を相互利用し、変化する事業環境に適時・適切に対応するには一定の限界があるとの認識に至りました。

また、公開買付者は、経済産業省が2019年6月にグループ・ガバナンス・システムに関する実務指針を策定したことを踏まえ、対象者を上場子会社として維持することについて、公開買付者グループ（以下、本段落において、対象者グループを含みます。）の事業ポートフォリオ戦略と整合的か、ベネフィットが制約やコストを上回っているか等、公開買付者グループとしての企業価値の最大化の観点から、その合理性についても併せて検証を行った結果、両社のさらなる企業価値の向上に向けて一体的に事業を推進し、公開買付者グループの発電システム事業を強化する等、対象者を含む公開買付者グループ全体の企業価値の最大化を実現するためには、公開買付者による対象者の完全子会社化が必要不可欠であるとの認識に至りました。また、本取引の実施により、非支配持分に帰属する当期純利益の取り込み効果等により、公開買付者の連結決算におけるEPS（Earnings Per Share、1株あたり当期純利益）の改善を見込んでおります。

加えて、公開買付者は、対象者の少数株主との関係においても、変化する事業環境に対応するには中長期的な視点に立った施策の立案及び実行が必要となり、当該施策の実行までには相応の期間を要することが見込まれるため、将来の事業環境の悪化等といったリスクの発生は避けられないところ、公開買付者は、対象者の少数株主に対してかかる将来の事業環境の悪化等に伴う株価下落リスクを負担させることなく合理的な株式売却の機会を与えることが対象者の少数株主の利益に資するものと考えております。

そこで、2019年9月上旬、公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任の上、対象者に対して両社の企業価値の向上のため本取引の実施に向けた協議を開始したい旨の意向を伝え、対象者と本取引に向けた具体的な協議・検討を開始しました。

他方、対象者は、2019年9月上旬の公開買付者からの申入れを契機として、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任し、さらに、本取引に係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として特別委員会（当該特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、本公開買付届出書「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を2019年9月11日に設置し、本公開買付けに係る協議・交渉を行う体制を構築したとのことです。

その上で、公開買付者は、本取引の実現可能性の精査のためのデュー・ディリジェンスを2019年9月中旬から同年11月上旬まで実施するとともに、並行して、対象者との間で、本公開買付けを含む、本取引の意義及び目的、本取引によって創出が見込まれるシナジー効果、本取引の結果として生じる可能性があるディスシナジー（対象者グループの決裁権限縮小・決裁プロセス多段階化に伴う事業運営速度の低下、対象者グループのEPC事業における採用製品において新たな制約を課せられること等による受注機会喪失、対象者が上場会社ではなくなり独立性が低下すること等による対象者グループ従業員のモチベーションへの悪影響、及び対象者グループの採用・人事・処遇制度に対して新たな制約が課されること等による対象者グループの経営資源である人材の獲得・育成・活用を含む人事施策への悪影響等）及びその対応策、本取引後の経営体制・事業方針、本取引における諸条件等について、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、2019年11月13日開催の取締役会において、公開買付者は、公開買付者が対象者を完全子会社化することは、親子上場に伴う親会社と少数株主の将来的な利益相反の可能性の回避、顧客基盤、事業基盤、財務基盤等の経営資源の制限のない相互活用、及び対象者を含む公開買付者グループの経営戦略における意思決定の柔軟化・迅速化の向上に資するものであり、対象者を含む公開買付者グループ全体の企業価値向上のために極めて有益であるとの結論に至りました。具体的には、公開買付者グループが、以下のとおり営業・技術・品質・生産等あらゆる分野で対象者との協力関係を強化することで、お互いの企業価値の向上を図っていきたいと考えております。

- (a) 対象者グループが主契約者となる海外中小火力事業において、公開買付者グループの保有する海外拠点や技術などの経営資源活用により利益率を改善し、さらには、対象者グループの既存顧客に対するサービス事業及び未進出市場における新規受注を獲得
- (b) 対象者グループが主契約者となる火力事業において、公開買付者グループのプロジェクトマネジメント及びリスクマネジメントに関する知見を共有し、プロジェクト遅延等のリスクを低減させ、追加コスト発生を未然に防止
- (c) 機能分担事業において、公開買付者グループと対象者グループが横断的かつ一貫してプロジェクトマネジメントを行うことにより、利益率を改善（例：工事工程短縮、エンジニアリング効率化、受発注インターフェース改善）
- (d) 公開買付者グループ及び対象者グループの水力事業を一体化することによりコスト低減を実現
- (e) 公開買付者グループのエネルギーマネジメント技術や発電事業に関する知見等を活用し、対象者グループにおける新規事業の立上げを支援（例：工業団地向けエネルギーマネジメント事業、発電事業）

(f) 事業継続に不可欠な人材育成において、公開買付者グループと対象者グループで中長期的な視点をもって採用・育成を実現

さらには、今後の事業環境の変化をチャンスとして確実に捉え、今後の発展に寄与する設備投資や研究開発を、中長期の視点から戦略的に行う必要があると考えております。

また、公開買付者は、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）についても、対象者との間で、2019年10月上旬以降、複数回に亘る協議・交渉を重ねてまいりました。その後、公開買付者は、2019年11月7日に対象者に対して本公開買付けの最終提案を行うに至りました。公開買付者は、かかる最終提案も踏まえて対象者との間で協議・交渉を継続した結果、2019年11月12日、公開買付者と対象者は、対象者を完全子会社化することが公開買付者及び対象者を取り巻く事業環境の変化に対応し、両社の企業価値向上に資する最善の方策であるとの考えで一致したことから、公開買付者は、2019年11月13日開催の取締役会において、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、公開買付者及び東芝エネルギーシステムズ株式会社（以下「ESS」といいます。）（注2）は、2019年11月13日付で、対象者との間で、本取引に伴う対象者の企業価値の維持向上に向けた施策等についての合意書（以下「本合意書」といいます。）を締結しております。本合意書の概要については、下記「③ 本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

（注2） ESSは、公開買付者の完全子会社であり、エネルギー事業関連の製品・システム・サービスの開発・製造・販売を行っています。公開買付者グループにおいて対象者グループを主管する部門であると同時に対象者グループと機能分担事業を行っています。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者においても、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付け価格を含む本取引における諸条件は妥当なものであるか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。

対象者としては、対象者グループの主力事業の1つである発電システム部門におきましては、国内における電力プラント（火力・水力・原子力）の新設需要が、今後限定的となる見通しであることに加え、これまで安定収益をあげていた大型火力を中心とした機能分担事業が、脱炭素化の流れにより、減少することを見込んでいるとのことです。そのため、対象者としては、今後需要の拡大が見込まれる東南アジア等の新興国を中心とした海外における中小型火力や脱炭素に対応した発電システム事業での成長が不可欠であると考えているとのことです。これまで対象者は独自の営業活動により、海外における火力案件を中心に受注してきましたが、当該海外火力案件の一部において、工程遅延等により工事費用が増加しており、2020年3月期の第2四半期において、発電システム部門は経常損失になっているとのことです。

対象者としては、公開買付者グループはこれまで多くの海外火力案件におけるプロジェクトマネジメントを実施してきた経験を有しており、対象者受注案件に関しても、公開買付者グループが有するノウハウを活用することで、より精緻なリスク管理が可能となり工程リカバリー費用の抑制等を通じて、リスク低減が期待できると考えているとのことです。

また、対象者としては、公開買付者グループが有する超臨界CO2サイクル火力発電システム（注3）のキーコンポーネントである高温・高圧のタービン・燃焼器の技術や対象者グループが未進出である市場（北米や中南米等）における拠点やネットワークを活用することで、これまで対象者が取り組めていなかった市場への進出が可能になると考えているとのことです。

（注3） 「超臨界CO2サイクル火力発電システム」とは、既存のガスコンバインドサイクル発電システムと同等の発電効率を有しながら、CO2を分離回収する設備を別に設置することなく、高純度の高圧CO2を回収することができるニアゼロエミッション火力発電システムとのことです。

対象者としては、海外火力事業以外の発電システム事業においても、公開買付者グループが有するIoTやAI等のデジタル技術を活用した新たな保守・メンテナンスサービスの展開、火力を中心とする機能分担事業における横断的なプロジェクトマネジメントでの効率化、最適調達先の選定やスケールメリット享受、重複する一部機能を一体化することでのコスト低減等の効果が期待できると考えているとのことです。

対象者は、対象者グループのもう1つの主力事業である社会・産業システム部門におきましては、対象者独自の事業拡大により成長を実現してきたとのことです。対象者としては、今後に関しても引き続き対象者としての法人格が存続され、独自の事業拡大を期待されていることから、これまでどおり、事業拡大を推進していくとのことです。対象者としては、社会・産業システム部門における機能分担事業に関しては、一部重複作業の解消や対象者グループが有する工事エンジニアリング技術の共有化、最適調達先の選定やスケールメリット享受等の効果が期待できると考えているとのことです。

対象者はこれまで、機能分担事業による安定収益に加え、対象者独自による自販事業を強化し、増収増益を実現してきたとのことです。一方で、対象者としては、今後は安定収益基盤であった機能分担事業が減少していく可能性がある中で、当該事業の最適な形態を公開買付者と協議しつつ、上記に記載のとおり、海外の中小型火力発電案件やこれまで取り組めていなかった工法や地域での案件を受注していく必要があると考えているとのことです。

対象者としては、このような事業ポートフォリオの改革を積極的に実施していくことは、中長期的な視点からの対象者グループの企業価値向上には必要と考えられるものの、短期的には利益水準の低下及びキャッシュフローの悪化を招く可能性も否定できず、また、これらの改革に一定の時間を要する可能性もあることを踏まえ、対象者の株主の皆様にはリスクを負担いただくことは適切ではなく、対象者が公開買付者の完全子会社になることにより、こうした株主の皆様へのリスク負担を回避しつつ、事業ポートフォリオの改革を行うことができると考えているとのことです。

したがって、対象者は、本取引により公開買付者の完全子会社となって公開買付者グループとのより強固な連携を実現することは、重複事業の効率化やコストシナジーによる収益改善に寄与するだけでなく、これまで機能分担していたことで限界のあった公開買付者グループとの間の経営資源及びノウハウ等の相互活用を可能とし、環境変化に柔軟に対応できる体制となるため、今後の対象者グループの発展及び企業価値のさらなる向上に資するものであると考えているとのことです。

対象者は、本取引により対象者の企業価値の一層の向上が見込まれるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2019年11月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨決議をしているとのことです。対象者における本取引に関する検討及び意思決定の過程の詳細については、下記「② 対象者における意思決定の経緯及び理由」をご参照ください。

## ② 対象者における意思決定の経緯及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2019年9月上旬の公開買付者の提案を受け、本公開買付価格を含む本取引における諸条件の公正性を担保すべく、本取引に関して公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任したとのことです。また、対象者は特別委員会を設置して本公開買付けを含む本取引に係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保しつつ、公開買付者との間で、本取引の意義及び目的、本取引によって創出が見込まれるシナジー効果、本取引の結果として生じる可能性があるディスシナジー及びその対応策、本取引後の経営体制・事業方針、本取引における諸条件等について、複数回に亘る協議・交渉を重ねたとのことです。

また、本公開買付価格について、対象者は、2019年9月上旬以降、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を受け、また、ファイナンシャル・アドバイザーとしての大和証券から価格交渉等に関する助言及び支援を受けつつ、公開買付者グループとの交渉を開始し、公開買付者グループとの間で複数回に亘り協議・交渉を行ったとのことです。さらに、対象者は、公開買付者グループとの間の本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき特別委員会に適時に報告し、また、特別委員会との間で随時方針等を協議しつつ公開買付者との協議・交渉を進めたとのことです。対象者は、2019年11月12日付で大和証券より対象者普通株式に係る株式価値算定書（以下「対象者算定書」といいます。）を取得し、また、特別委員会から同日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けているとのことです。

（本答申書の概要については、本公開買付届出書「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

その上で、対象者取締役会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言及び第三者算定機関である大和証券から取得した対象者算定書の内容を踏まえつつ、特別委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引における諸条件は妥当なものであるか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、本取引により公開買付者の完全子会社となって公開買付者グループとのより強固な連携を実現することは、重複事業の効率化やコストシナジーによる収益改善に寄与するだけでなく、これまで機能分担していたことで限界のあった公開買付者グループとの間の経営資源及びノウハウ等の相互活用を可能とし、環境変化に柔軟に対応できる体制となるため、今後の対象者グループの発展及び企業価値のさらなる向上に資するものであるとの結論に至ったとのことです。

また、対象者は、(i)本公開買付価格が、本公開買付届出書「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」に記載のとおり、大和証券による対象者普通株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法による算定結果の範囲を上回っており、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法の算定結果の範囲内にあること、(ii)本公開買付価格が、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2019年11月12日の対象者普通株式の終値2,457円に対して8.67%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間（2019年10月15日から同年11月12日まで）の終値の単純平均値2,101円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して27.08%、同日までの過去3ヶ月間（2019年8月13日から同年11月12日まで）の終値の単純平均値1,886円に対して41.57%、同日までの過去6ヶ月間（2019年5月13日から同年11月12日まで）の終値の単純平均値1,928円に対して38.49%のプレミアムがそれぞれ加算されており、本取引に関する一部報道機関による憶測報道等が2019年11月11日になされたことによる株価への影響を排除するため、当該憶測報道等の影響を受けていない直近の営業日である2019年11月11日の対象者普通株式の終値2,103円に対して26.96%、同日までの過去1ヶ月間（2019年10月15日から同年11月11日まで）の終値の単純平均値2,081円に対して28.30%、同日までの過去3ヶ月間（2019年8月13日から同年11月11日まで）の終値の単純平均値1,876円に対して42.32%、同日までの過去6ヶ月間（2019年5月13日から同年11月11日まで）の終値の単純平均値1,924円に対して38.77%のプレミアムがそれぞれ加算されており、親会社による連結子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iii)本公開買付価格の決定に際しては、本公開買付届出書「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iv)本公開買付価格が、上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、より具体的には大和証券による対象者普通株式の株式価値に係る算定結果の内容及び特別委員会との協議等を踏まえながら、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として提案された価格であること等を踏まえ、2019年11月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して、相当なプレミアムを付した価格での合理的な対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は、2019年11月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨決議をしているとのことです。

### ③ 本公開買付け後の経営方針

本公告日現在、対象者の取締役11名及び監査役4名のうち、取締役6名及び監査役1名が過去に公開買付者の役職員の地位にあった者であります。この点、今後の対象者の経営体制や、公開買付者から対象者への役員 の派遣について現時点で具体的に決定しているものではありませんが、公開買付者、ESS及び対象者は、本合意書において、本取引の実行後における対象者及び公開買付者グループの競争力向上及び中長期的な企業価値向上を目的に、以下の事項を合意しております（なお、公開買付者グループ及び対象者を取り巻く事業環境等の変化その他合理的な必要が生じた場合には、本合意書を変更することができるものとされており。但し、以下の事項(c)の変更のうち、対象者の従業員に不利益となる変更に関しては、対象者労働組合との事前の十分な協議を要するものとされており。）。

- (a) 公開買付者、ESS及び対象者は、本取引実行に伴うシナジー創出のための施策の実現に向けて、引き続き誠実に協議する。
- (b) 公開買付者及びESSは、本取引の実行後も対象者の法人格を維持し、対象者の経営の独立性を尊重する。

(c) 公開買付者及びESSは、対象者の経営の独立性を尊重するため、具体的に以下の事項を確保する。

(i) 対象者を公開買付者グループ（対象者グループを含みます。）における「グループ一般会社」（注4）として位置づける。

（注4） 「グループ一般会社」とは、公開買付者の直接ガバナンスを受け、自主経営責任（損益責任）を負う公開買付者グループ（対象者グループを含みます。）の会社です。

(ii) 対象者の競争力維持・強化の観点から、これまでと比較し、①対象者による製品採用の裁量及び自由度に特段の追加的な制約は設けないこととし、また、②入札案件等においては、対象者の要請に応じ信用補完措置（親会社保証、ボンド抛出等）を速やかに講じるなど、対象者に必要な協力を行うこととし、また、③受注活動に悪影響を及ぼすような資本政策を行わない。

(iii) 公開買付者の商標、冠称等の無償提供を継続し、対象者が便益を享受できない限り、公開買付者グループの分会社等の費用配賦を対象者に求めない。

(iv) 対象者の組織・人事、処遇制度については、本取引にあたって変更を行わない。今後、組織・人事、処遇制度を変更する場合は、公開買付者グループ（対象者グループを含みます。）の方針を踏まえて、公開買付者、ESS及び対象者で協議・合意の上進める。

(v) 公開買付者は、本取引の実行後の経営体制については、対象者と協議の上で決定する。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、対象者が公開買付者の連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、及び利益相反を回避するため、以下のような措置を実施しております。

- ① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得
- ④ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書・意見書の取得
- ⑤ 特別委員会における独立した法律事務所からの助言
- ⑥ 対象者における独立した法律事務所からの助言
- ⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見
- ⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上の詳細については、本公開買付届出書「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者普通株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、対象者普通株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しております。

##### ① 株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員に対し、その所有する対象者普通株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者普通株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）全員からその所有する対象者普通株式の全部を取得いたします。そして、当該各株主の所有していた対象者普通株式1株当たりの対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会にてかかる株式売渡請求を承認する予定とのことです。株式売渡請求がなされた場合、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主は、裁判所に対して、その有する対象者普通株式の売買価格の決定の申立てを行うことができます。

##### ② 株式併合

他方で、本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき対象者普通株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者普通株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者普通株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者普通株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者普通株式の併合の割合は、本公告日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者普通株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者普通株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者普通株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

上記①及び②の各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。もっとも、株式売渡請求に関する売買価格の決定の申立て又は株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、対象者普通株式の売買価格又は株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者が対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本公告日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実施することとなった場合には、上場廃止基準に該当し、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできません。

#### (6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、本公告日現在、公開買付者の完全子会社である東芝保険サービスとの間で本公開買付けへの応募に関する具体的な合意はしておりません。但し、公開買付者は、東芝保険サービスに対して、その所有する対象者普通株式を本公開買付けへ応募するよう要請する予定です。

また、公開買付者及びESSは、2019年11月13日付で、対象者との間で、本取引に伴う対象者の企業価値の維持向上に向けた施策等について、本合意書を締結いたしました。本合意書の概要については、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

## 2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称 東芝プラントシステム株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類  
普通株式

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

2019年11月14日（木曜日）から2019年12月25日（水曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

③ 期間延長の確認連絡先

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格 普通株式 1株につき 金2,670円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
48,837,303（株）	16,366,744（株）	—（株）

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（16,366,744株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（16,366,744株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株券等の最大数である対象者普通株式の数（48,837,303株）を記載しております。買付予定数は、対象者第2四半期報告書に記載された2019年9月30日現在の発行済株式総数（97,656,888株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（245,129株）及び本公告日現在、公開買付者が所有する株式数（48,574,456株）を控除したものになります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合 50.13%

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第2四半期報告書に記載された2019年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合」の計算においては、対象者第2四半期報告書に記載された2019年9月30日現在の発行済株式総数（97,656,888株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（245,129株）を控除した株式数（97,411,759株）に係る議決権の数（974,117個）を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3) 上記の割合については、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、(7)及び(8)においても同様です。

- (7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

公開買付者49.87% 特別関係者1.64% 合計51.51%

(注) 「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計に基づき計算しております。

- (8) 買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計

公開買付者100.00% 合計100.00%

(注) 特別関係者の所有株券等（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計」の計算においては、「公告日における特別関係者の株券等所有割合」を加算しておりません。

- (9) 応募の方法及び場所

① 公開買付代理人 野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。（注1）

オンラインサービス（公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス）による応募に関しては、オンラインサービス（<https://hometrade.nomura.co.jp/>）にて公開買付期間末日の15時30分までに手続きを行ってください。なお、オンラインサービスによる応募には、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）におけるオンラインサービスのご利用申込みが必要です。（注2）

③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。

④ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

⑤ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。オンラインサービスにおいては、外国の居住者は応募できません。

⑥ 日本の居住者である個人株主の場合、本公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

⑦ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等について  
 公開買付代理人である野村証券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑が必要となるほか、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続き等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・ 個人の場合

マイナンバー（個人番号）提供時の必要書類

マイナンバー（個人番号）の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1] マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と、[2] 本人確認書類が必要です。

[1] マイナンバー（個人番号）を確認するための書類

個人番号カード、通知カード、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

[2] 本人確認書類

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類	必要な本人確認書類
個人番号カード	不要
通知カード	[A] のいずれか1点、又は [B] のうち2点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し	[A] 又は [B] のうち、「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書	

[A] 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要  
 旅券（パスポート）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

[B] 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要  
 住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要  
 健康保険証（各種）、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、福祉手帳（各種）

※本人確認書類（原本・コピー）は、以下2点を確認できる必要があります。

①本人確認書類そのものの有効期限 ②申込書に記載された住所・氏名・生年月日

※コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

※野村証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

※新規口座開設、住所変更等の各種手続きに係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー（個人番号）の提供に必要な書類を兼ねることができます（同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。）。

- ・法人の場合  
登記簿謄本、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要になります。  
※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地  
※法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。  
法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となります。  
また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。
- ・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合  
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

(注2) オンラインサービスのご利用には、お申込みが必要です。オンラインサービスをお申込み後、パスワードがご登録住所に到着するまで約1週間かかりますのでお早めにお手続きください。公開買付期間末日近くである場合は、お取引店からの応募申込みの方がお手続きに時間を要しません。

- ・個人の場合：オンラインサービスのログイン画面より新規申込を受付しております。若しくは、お取引店又はオンラインサービスサポートダイヤルまでご連絡ください。
- ・法人の場合：お取引店までご連絡ください。なお、法人の場合は代理人等のご登録がない法人に限りオンラインサービスによる応募が可能です。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）  
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

(10) 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称  
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(11) 決済の開始日 2020年1月7日（火曜日）

(12) 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(13) 株券等の返還方法

下記「(14) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

(14) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（16,366,744株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（16,366,744株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、外為法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ、公開買付者が対象者普通株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス（<https://hometrade.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の交付若しくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続を行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求した上で、公開買付期間末日の15時30分までにお取引店に交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2019年11月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨決議をしているとのことです。

なお、対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び本公開買付届出書「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

② 本合意書

公開買付者及びESSは、2019年11月13日付で、対象者との間で、本取引に伴う対象者の企業価値の維持向上に向けた施策等について、本合意書を締結いたしました。本合意書の概要については、上記「1. 公開買付けの目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「1. 公開買付けの目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付届出書「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

4. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

株式会社 東芝  
東京都港区芝浦一丁目1番1号  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5. 公開買付者である会社の目的、事業の内容及び資本金の額

(1) 会社の目的

- 1 電気機械器具製造業
- 2 計量器、医療機械器具その他機械器具製造業
- 3 ソフトウェア業、電気通信業、放送業、情報処理サービス業、情報提供サービス業
- 4 化学工業、金属工業、建設業、不動産売買・賃貸借・仲介業、窯業、鋳業、土石採取業、電気供給業、金融業
- 5 前各号の附帯又は関連事業
- 6 前各号の事業を行う者に対する投資

(2) 事業の内容

公開買付者は、連結子会社337社（2019年9月30日現在）と合わせて公開買付者グループを構成しており、公開買付者グループは、「エネルギーシステムソリューション」、「インフラシステムソリューション」、「ビルソリューション」、「リテール&プリンティングソリューション」、「デバイス&ストレージソリューション」、「デジタルソリューション」及び「その他」の7部門に関する事業を主として行っております。

(3) 資本金の額 200,175,000,000円（2019年11月14日現在）

以 上